出産育児一時金(海外出産)について

出産育児一時金は、出産日に水俣市国民健康保険に加入している場合に、支給の対象となります。 市民課年金医療保険係の窓口で、「出産育児一時金支給申請書」に以下の書類を添えて申請してください。なお、申請は出産された方の帰国後となります。

- ① 国民健康保険被保険者証(出産した人のもの)
- ② 世帯主の印かん(スタンプ印不可)
- ③ 世帯主の銀行口座がわかるもの(預金通帳等)
- → 世帯主以外の口座に振り込みを希望される場合は、委任状が必要です。
- ④ 出生証明書(出産した医療機関や公的機関で発行されたものの原本。日本語訳添付)
- → 医療機関の出生証明書は、担当医や病院長の証明(署名あり)で、出産した人の氏名 (フルネーム)及び出産日が記載されているものが必要です。
- → 日本語訳はご自身でされたものでも結構です。その際、翻訳者の住所、氏名(署名又は記名押印)、電話番号を記載してください。
- ※ 死産・流産の場合…死産証明書(医療機関で発行されたもの。日本語訳添付)
 - → 医療機関の死産証明書は、担当医や病院長の証明(署名あり)で、妊婦の氏名(フルネーム)及び死産となった日及び週数が記載されているものが必要です。
 - → 日本語訳はご自身でされたものでも結構です。その際、翻訳者の住所、氏名(署名 又は記名押印)、電話番号を記載してください。
 - → 妊娠の証明として母子健康手帳の原本をお持ちください。コピーを取らせていただきます。

⑤ 出産した人のパスポート(原本)

- → 水俣市国民健康保険は、「水俣市に住民票があり、かつ、居住実態がある人」に適用 されるため、パスポートの「出入国履歴」及び「窓口での聞き取り」等により居住実態 を確認させていただきます。
- → パスポートの出入国記録欄、顔写真、署名欄等のコピーを取らせていただきます。
- → パスポートの出入国記録から渡航期間が確認できない場合は、公的機関の証明又は搭乗券の半券など渡航の事実が確認できるものを必ずお持ちください。
- ※ 空港において、自動化ゲートを利用された場合は、パスポートに出入国印が押印されないため、自動化ゲート通過時に出入国印の押印を空港職員に申し出てください。なお、 出入国印が確認できない場合は、法務省から出入国記録に係る開示請求書を取り寄せていただく場合があります(手数料が必要です。)。

⑥ 調査に関わる同意書(海外出産)

→ 海外の医療機関等に調査を行う場合があります。

- ※ ①~⑥の書類が全て揃っていることを確認のうえ受付します。
- ※ 申請期限は、出産した日の翌日から2年間です。
- ※ 保険税の納税が滞っている場合は、納税相談をしていただきますようお願いします。

【参考】

国民健康保険の加入対象者については、国民健康保険法第5条で「都道府県の区域内 に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保 険の被保険者とする。」とされています。

通常、「水俣市内に住所を有する人」は、住民基本台帳に登録をしている人になりますが、住民基本台帳に登録したまま他の地域に住んでいる場合もあります。

そのため、住民票が水俣市にあっても、居住の実態がない人や、一時的に日本に帰国し、生活の本拠が海外にある人は、国民健康保険の資格は適用されません。

(問い合わせ先)

水俣市役所市民課年金医療保険係

電話:0966-61-1633